

令和6年度 第3回貝塚市景観審議会議事録（要約版）

日 時	令和6年10月8日（火） 15時00分～16時00分
場 所	市役所3階 公房会議室
出 席 者	委員8人
会 議 次 第	（１）開会 （２）報告 報告１．貝塚市景観条例・規則の制定について （３）案件 案件１．パブリックコメントでの意見と対応について 案件２．貝塚市景観計画（案）について 案件３．貝塚市景観ガイドライン（案）について （４）その他 今後のスケジュールについて 令和6年度第4回貝塚市景観審議会開催日程について （５）閉会

（１）開会

（２）報告

報告１．貝塚市景観条例・規則の制定について

事務局：（説明）

⇒特に意見なし。

（３）案件

案件１．パブリックコメントでの意見と対応について

案件２．貝塚市景観計画（案）について

事務局：（説明）

⇒特に意見なし。

議長：説明いただいた内容について、景観審議会として了承することとする。

案件３．貝塚市景観ガイドライン（案）について

事務局：（説明）

委員H：前回、P.3～4の「準備」「計画」が非常に重要だと意見した。景観計画では15のエリアが設定され、それぞれに目標が立てられている。その目標に沿って計画を進めることが重要であり、この「準備」と「計画」で、15類型を理解した上で計画を進め、歴史や文

献を調べることも大事だという意味で、P. 3～4の内容をしっかりと読んでいただくことが大切だと意見した。その点について充実されているので、非常に良くなったと感じている。

また、15 類型ごとに、その土地によって景観のあり方は異なる。ガイドラインの中で、一般的な基準の解説だけでは、どのように設計すればよいか分かりにくい面もあるが、P. 22～23 で、4 つのエリアごとの景観配慮のイメージをイラストで示しているため、イメージがつかみやすくなったと思う。この 4 エリア以外にも、さまざまなエリアで目標が定められているため、今後、景観行政団体として経験を積む中で、こうした内容が充実することが必要だと思う。今回、4 エリアでイメージを示したのは分かりやすくて良いので、今後も引き続き充実していけば、さらに良いものになると思う。

もう一点は、景観計画があり、ガイドラインによって設計者の指針・目安が定められるため、それに基づいて窓口での協議内容を計画に反映させていくことが非常に重要になると考える。その際には、景観アドバイザーにも参加していただきながら進めていく必要があると思う。経験を積み重ねないと難しい面もあると思うが、さらに高いレベルを目指していけるように、継続性を持たせて取り組んでいただきたいと感じた。

議長：非常に重要なご意見である。是非そのように景観計画を運用していただければと思う。

(P. 22～23 について) 現在、4 つのパターン（エリア）の方針が提示されている。協議を通じて指導内容が蓄積され、本市の指導方針も固まってくるのではないかと。別添で資料の形でパターンが追加されることも考えられるため、資料を随時蓄積し、公共施設と民間施設を分けながらしてデータベース化すれば、事例も増えていき、窓口での指針にも有効となるだろう。

委員H：ガイドラインの内容とは異なるが、実務で景観の届出を受け取る際に悩むことがある。

ガイドラインに沿った設計を求め、届出の様式が設けられているが、設計者が自ら確認し、市もそれをチェックする必要がある。わかりやすい手続きの整備が重要で、すでに準備されているかもしれないが、届出の手引きやわかりやすい解説があれば教えていただきたい。

事務局：他市においても届出の際の手引き等を作成されている。本市においても、事前協議～届出～完了検査までがわかるようなフロー図や、様式も含めた手引き書、チェックリストを用意する予定である。事業者自身で周辺の景観への配慮について自己チェックしたうえで、届出を提出する流れとなる手引き書を作成する。現在作業を進めているが、計画の運用までには公表できるよう作成を進める。

委員H：設計者は様々な手続きがある中で迷われる場面もあるかと思う。協議を円滑に進めるためにも、そのような準備が非常に重要だと考える。実務的な意見で恐縮だが、意識していただければと思う。

議長：非常に重要な意見である。チェックリストにおける景観配慮等については、「周囲の景観に配慮したか」という項目に対して、「配慮した」とだけ記入される例も少なくはない。そうならないよう、ファサードデザインや色彩など、具体的にどのような点について配慮したのかを記入いただけるように、記入例を作る等、窓口で対応いただけるよう工夫

されたい。

委員D：景観計画は令和7年4月からの運用となっているが、届出を出す際、ガイドラインやチェックシート等を参考にしながら事業者と協議すると思うが、市はどの程度まで指導を行うのか。

事務局：色彩等、数値的な基準がある項目については、お願いレベルにはなるが具体的にその範囲内になるよう窓口で指導することになる。周辺の景観に配慮するという部分については、建築物を建てる場所ごとに方向性が異なるため、ケースバイケースになると考えている。また、事業者がどこまで対応できるか、金銭面もあるため、可能な範囲でお願いすることになる。専門的部分については、景観アドバイザーのご意見も頂戴しながら、運用できればと考えている。

委員D：景観アドバイザーのアドバイスに納得してもらえれば良いが、中々難しい面もあるだろう。協議の仕方についても相手によるが、難しいのではないかな。少し気になる点である。

事務局：できるだけ市の考えに沿ってもらえるよう、丁寧な説明をして協力をお願いすることが、手続きの中で重要になると考えている。事業者や市民についても、現時点では景観に対する意識はまだ低いと考えられるため、意識を向上させる活動も今後取り組んでいく必要がある。

委員D：景観行政団体移行のチラシについて、掲示板や回覧板等を活用して、周知を徹底することが非常に重要だと考えられる。周知することによって届出時の協議もスムーズに進むだろう。このチラシをどんどん出していったほしいし、その際は町会・自治会としても協力させていただく。

事務局：景観計画の策定について周知できるようなパンフレットの作成等も検討している。

委員D：パブリックコメントが1名のみというのが非常に寂しいという気持ちもある。周知させる広報活動をお願いしたい。

議長：事業者に納得してもらえる説明や体制が求められる。基本的に強制力はなく、景観形成基準の範囲内で検討してくださいという指導になると思う。景観計画を策定している近隣市でも、事業者色彩や広告物の大きさ、外周部分の緑化などのお願いにしっかりと対応してもらっている例が増えてきている。本市も負けずに、指導あるいは納得してもらえるような対応をいただければと思う。

議長：特に修正内容はないため、この内容で了承いただいたこととする。

長きにわたり、景観計画本編とガイドラインを検討いただきありがとうございました。

(4) その他

今後のスケジュールについて

事務局：(説明)

⇒異議なし。

令和6年度第4回貝塚市景観審議会開催日程について

事務局：第4回景観審議会は、令和7年3月頃での開催を予定している。案件は、貝塚市景観ガイドライン（公共施設）（案）について、次年度以降の計画の運用について、を予定している。開催通知は後日メール等で送付する。

（5）閉会